

# 事業継続・防災拠点等となる建築物に係る 機能継続に関する技術評定のご案内

一般財団法人日本建築センター（以下、「BCJ」）では、平成30年5月に「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（以下、「ガイドライン」）」が国土交通省住宅局において取りまとめられたことを受け、平成30年11月1日から「事業継続・防災拠点等となる建築物に係る機能継続に関する技術評定業務（以下、「機能継続技術評定業務」）」を開始しました。

## [本技術評定の特徴]

- 想定する災害として台風、積雪、津波等、大地震以外の災害も含め、また対象建築物として防災拠点以外に事業継続等が求められる建築物も広く対象とします。  
また、令和元年6月7日に取りまとめられた「ガイドライン(追補版)」に対応して、既存建築物も対象とすることができます。
- 第三者の専門的見地から、災害後における個々の建築物の機能継続の目標を踏まえ、立地・建築・構造・設備計画における対策や災害への事前準備、被災後の復旧フロー等の評価を通じて、関係者へ有益なアドバイスを行うことができます。

## [本評定を受けるメリット]

- 災害時における指揮拠点となる行政庁舎、病院や被災者受入れ施設等における機能継続の可能性を高めることにより、防災拠点に対する地域住民の安心感につながります。
- 物流、通信・放送、エネルギー供給、金融等の施設の被災を最小化し、災害直後からの事業継続の可能性を高めることにより、被災地域の早期復旧につながります。
- 多くの方が居住するマンションや高齢者施設等の災害時における居住継続の可能性を高めることにより、居住者の安心感につながります。

## [事業継続・防災拠点等となる建築物の整備に関連する制度]

- 国の補助制度として、「災害時拠点強靱化緊急促進事業」、「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」等があります。
- 防災・減災に資する備蓄倉庫や蓄電池・自家発電設備・貯水槽を設ける部分について一定の範囲内での容積率不算入が可能です。

注) 本技術評定が上記2制度の必要要件となるものではありません。



## 機能継続技術評価業務の概要

(1) 対象災害 : 大地震をはじめ基準とレベルが明確な外力である台風、積雪、津波等の災害も対象とします

(2) 対象建築物 : 防災拠点となる建築物の他、事業継続拠点となる建築物や一般の共同住宅等も対象とします。また、新築の他、既存建築物も対象とします。

注) 事業継続拠点となる建築物とは、大地震後に事業継続の拠点として機能することが期待されている建築物 (例えば、金融機関等のデータセンター、大型物流センター、大型店舗等)

### (3) 評価内容

以下の事項についてその妥当性について、評価します。

- ・ 防災拠点等となる建築物の設計等に当たっての関係者の役割
- ・ 建築物の機能継続に係る目標
- ・ 立地計画、建築計画
- ・ 構造体、非構造部材、建築設備の耐震設計
- ・ ライフラインの途絶等に対応した建築設備の機能確保
- ・ 大地震時等の円滑な機能確保のための平時からの準備

### (4) 評価のプロセス

建築主様又はその委任を受けた設計者様から評価申込資料をご提出頂き、評価委員会で同資料を確認した後、部会での審査を経て審査結果と評価書案を評価委員会に諮ります。それらが了承された後、評価書が発行されます。

(別図「BCJ評価のプロセス」参照)

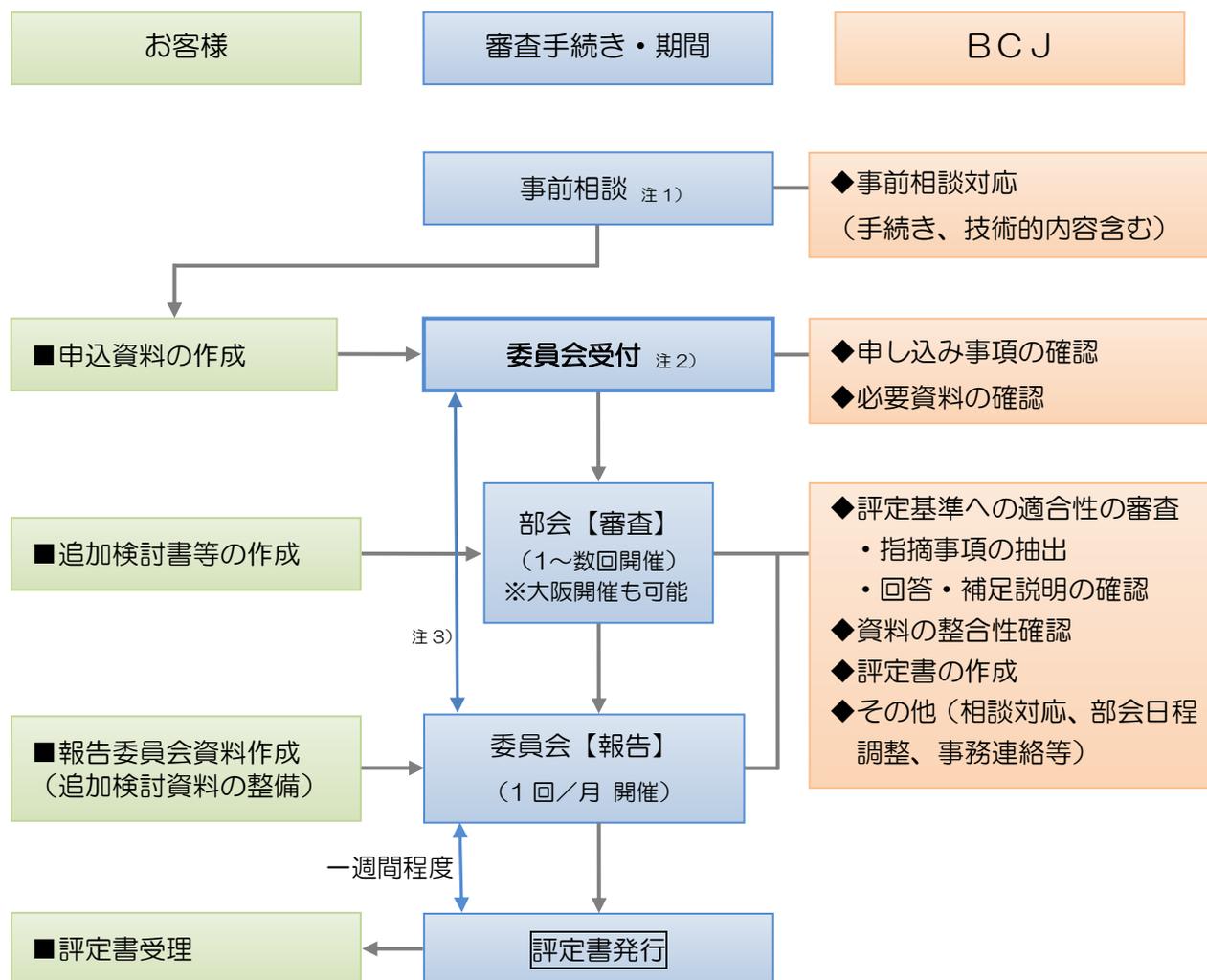
### (5) 評価申込資料

- ・ 機能継続の目標を実現するための具体的な性能目標及びその目標水準を達成するための技術的設計目標 (クライテリア)
- ・ 申込事項 (チェックリスト)
- ・ 審査に必要な下記の図面、計画書、検討書等  
立地計画、建築計画、構造計画 (構造体、非構造部材)、設備計画 (建築設備、ライフライン) 等

### (6) 評価手数料 (内税)

- |   |        |
|---|--------|
| ・ 延べ面積 : 10,000 m <sup>2</sup> 以内                           | 242 万円 |
| ・ 延べ面積 : 10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内 | 308 万円 |
| ・ 延べ面積 : 50,000 m <sup>2</sup> 超                            | 363 万円 |

# BCJ 評定のプロセス



注 1) 建築の企画段階から事前相談をいただけますと、各分野の専門家からのアドバイス等を円滑に設計に反映いただくことができます。

注 2) 委員会は常設ですが、不定期開催となっておりますので、担当職員にご相談ください。

注 3) 通常 1~2 ヶ月を要しますが、お客様のスケジュールに合わせて部会日程を調整させていただきます。

## お問い合わせ先

BCJ 本部 (東京) 〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9 東京天理ビル 3 階  
 評定部構造第 2 課 TEL 03-5283-0465 FAX 03-5281-2823  
 E-mail : [bcj\\_hyoutei@bcj.or.jp](mailto:bcj_hyoutei@bcj.or.jp)